



茨城労働局発表  
平成30年9月28日

【照会先】  
茨城労働局労働基準部監督課  
課長 瀧川 福実  
主任監察監督官 渡邊 広  
(直通電話)029(224)6214

11月は「過労死等防止啓発月間」です。「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

～過重労働解消のための要請など各種取組を実施～

茨城労働局(局長 福元 俊成)では、11月の「過労死等防止啓発月間」に実施する「過重労働解消キャンペーン」(資料1)に先立ち、10月に使用者団体や労働組合に対し、過重労働解消への取組のための協力要請を行います。

茨城県の年平均(平成29年)による月当たりの所定外労働時間は12.8時間と長い順で全国3位(平成27年は9位、平成28年は10位)となっており、平成23年から4年連続して長い順で全国1位となっていた状況に戻る懸念があります(資料2)。

このような状況の中、当局管内の長時間労働や業務における強いストレスを背景とする脳・心臓疾患と精神障害の労災請求件数は、平成29年度は合わせて47件に上っています(資料3)。

長時間労働の解消は、使用者が適切な措置を講じるほか、職場の実態をよく知る労使が一体となって取組むことが重要です。「過重労働解消キャンペーン」はこのための取組です。各種取組は、下記のとおりです。

記

1 労使団体への協力要請

協力要請のうち、一般社団法人茨城県経営者協会に対して行う要請は次のとおりです。

労働局長による経営者協会への要請	
要請日時	平成30年10月22日(月) 午後1時30分
要請場所	(一社)茨城県経営者協会内 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館11階
出席予定者	【茨城労働局側】 福元 俊成 局長 【(一社)茨城県経営者協会側】 加子 茂 会長
※ 当日は取材が可能です。取材をいただける場合は、10月18日(木)までに 当局監督課 (Tel 029-224-6214 <small>たきがわ</small> 瀧川又は <small>わたなべ</small> 渡邊) あてご連絡ください。	

## 2 「過重労働解消のためのセミナー」の開催

企業がどのように問題を解決したか、プロセスや改善後の状況などを紹介します。

(資料4)

日 時 平成30年10月17日(水) 午後2時～同4時30分  
場 所 茨城県立県民文化センター 分館 集会室8号  
水戸市千波町東久保 697

※ 事前に参加申し込みを受け付けます。(参加無料) 問合せ・申込み先は「LEC 東京リーガルマインド (TEL 03-5913-6085、FAX 03-5913-6409)」です。

## 3 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催(平成30年11月25日[日])(資料5)

### 4 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

「ベストプラクティス企業」とは、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行って、実績を上げている企業をいいます。

### 5 重点監督の実施

各種相談等から長時間・過重労働が疑われる事業場などへの監督指導を重点的にを行います。

## 6 「過重労働解消相談ダイヤル」の開設(平成30年11月4日[日])

などの取組を行います。

なお、4については後日あらためてお知らせします。

(添付資料)

資料1 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。(リーフレット)

資料2 茨城県の月間所定外労働時間(平成29年平均)

資料3 全国と茨城労働局内における脳・心臓疾患の労災請求件数の推移(平成20～29年度)

全国と茨城労働局内における精神障害の労災請求件数の推移(平成20～29年度)

資料4 過重労働解消のためのセミナー(リーフレット)

資料5 過労死等防止対策推進シンポジウム(リーフレット)